

平成25年度第1回自然再生専門家会議

会議録

1. 日 時 平成25年7月30日(火) 10:00～12:10
2. 場 所 中央合同庁舎3号館4階国土交通省総合政策局局議室
3. 出席者
- (委員長) 進士五十八
- (委員) 池谷 奉文 大和田紘一 近藤 健雄
鈴木 和夫 辻本 哲郎 吉田 正人
鷺谷いづみ
- (環境省) 亀澤自然環境計画課課長
中澤自然環境計画課課長補佐
山浦自然環境計画課課長補佐
- (農林水産省) 畠沢大臣官房環境政策課課長補佐
大和田農地資源課課長補佐
大槻農地資源課指導係長
- (林野庁) 濱名計画課森林計画官
福島経営企画課環境企画係長
- (水産庁) 後藤計画課特定調査調整係長
- (国土交通省) 山本環境政策課課長
池田環境政策課課長補佐
中村公園緑地・景観課課長補佐
森久保河川環境課課長補佐
清水海洋・環境課環境技術係長
- (文部科学省)
- (実施者) 渡辺社会教育課専門職
西垣福井県自然環境課主任
関岡ハスプロジェクト推進協議会事務局員
大森東京都北多摩南部建設事務所工事第二課課長
岡田東京都北多摩南部建設事務所工事第二課維持係長
大林環境省釧路自然環境事務所野生生物課野生生物企画官
北橋環境省九州地方環境事務所国立公園・保全整備課課長
荒木環境省九州地方環境事務所国立公園・保全整備課課長補佐

4. 議 事

【国土交通省環境政策課課長補佐（池田）】 皆さん、おはようございます。予定の時刻となりましたので会議を開始いたします。

私、事務局を務めさせていただきます、国土交通省総合政策局環境政策課の池田と申します。よろしくお願いいたします。

まず、開会にあたりまして、国土交通省総合政策局環境政策課長の山本よりご挨拶を申し上げます。

【国土交通省環境政策課課長（山本）】 本日は、ご多忙の中、委員の皆様におかれましては、ご参集賜りましてありがとうございます。私は幹事省でございますが、国交省の総政局の環境政策課長の山本でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、三方五湖、野川第一・第二調節池、達古武湖、阿蘇草原、4地区における新たな実施計画について、ご審議を賜る予定でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

自然再生につきましては、委員の皆様方、それから関係機関等のご協力をいただきまして、全国で24の自然再生協議会が設置されておりまして、各地で実施計画に基づいた活動が展開されているところでございます。引き続き、この活動の裾野が広がっていくことを期待しておりますので、委員の皆様方におかれましては、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

国交省でございますけれども、これまでも多自然型川づくりにも取り組んでまいりましたし、今後は官民連携によるエコロジカル・ネットワークの視点も重視しまして、都市緑地、円山川のコウノトリ復帰、潮彩の渚等々を実施しているところでございます。本日、この場におきまして、官民連携による様々な取組について、ご紹介、ご審議いただける点は非常に意義深いものと考えているところでございます。

今後とも、関係省庁とも連携いたしまして、生物多様性の保全、自然再生にしっかりと取り組んでまいる所存でございますので、よろしくお願いいたします。

本日は、それぞれの自然再生協議会により、ご担当の方々にお越しいただいております。実施計画についてご説明をいただくことになっております。委員の皆様方におかれましては、活発なご議論等をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

【国土交通省環境政策課課長補佐（池田）】 続きまして、本日ご出席の委員の方々をご紹介いたします。本日は、8名の委員の方々にご出席いただいております。

まず、池谷委員でございます。

大和田委員でございます。

近藤委員でございます。

進士委員でございます。

鈴木委員でございます。

辻本委員でございます。

吉田委員でございます。

鷺谷委員でございます。

中村委員、広田委員、三浦委員、和田委員におかれましては、所用によりご欠席のご連絡をいただいております。

また、本日は、環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省の関係部局から出席しておりますが、恐れ入ります時間の都合上、お手元の配席図でご確認いただければと存じます。なお、環境省の亀澤課長におかれましては、急遽、別会議が入り、少し遅れての出席となると聞いております。

本日、議題となります実施計画の実施者をご紹介します。

三方五湖自然再生事業実施計画実施者の西垣様でございます。

同じく、関岡様でございます。

野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画 第二次実施計画実施者の大森様でございます。

同じく、岡田様でございます。

釧路湿原自然再生事業達古武湖自然再生事業実施計画実施者の大林様でございます。

第二期阿蘇草原自然再生事業野草地保全・再生事業実施計画実施者の北橋様でございます。

同じく、荒木様でございます。

次に、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料1枚目の裏をご覧ください、資料一覧がございます。こちらですけれども、資料1から資料8までとなっておりまして、資料1につきましては1枚紙、資料2についてはとじたもの、資料3につきましては1枚紙となっておりまして、資料4-1から7-2までが一つの束となっております。また、資料8ということで横長の1枚紙と、なってございますけれども、資料をご確認いただけますでしょうか。

また、その後に、各自然再生事業実施計画のパワーポイントの資料、こちら資料番号を特に振ってございませんけれども、4つの束がございます。

また、その後に、参考資料といたしまして、1から8までの束をご用意させていただいております。

ご確認いただきまして、もし足りないようでしたら、事務局のほうにお申し出ていただけますようお願いいたします。特によろしいようでしたら、先に進めさせていただきたいと思っております。

それでは、専門家会議は進士委員が委員長に選任されております。ここからの進行は、進士委員長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【進士委員長】 皆さん、おはようございます。蒸し暑い中、お集まりいただきましてあ

りがとうございます。

本日の議題は、自然再生事業の推進に向けたこれまでの取組についてご報告いただき、先ほどご紹介の皆さんから実施計画表をご説明いただき、それに皆さんからのご意見を頂戴する。最後に、自然再生基本方針の見直しの今後のお考えを事務局からご説明いただく、こういうことになっておりますので、どうぞよろしく。

挨拶は適宜と書いてあるんだけど、適宜ありませんので、時間ももったいないので。ただ、最近感じるのは、生物的自然の再生といいますか、生物多様性が中心的なテーマで、生物的自然の問題にフォーカスが絞られてきましたけど、気候変動が激しいものですから、防災ですね、国土防災の観点からも非常に大きなテーマになっているという感じが強いんですね。ですから、ぜひ、特定のテーマだけでなく総合的な自然再生をお考えいただく必要があるという状況になっていると私自身は感じております。

早速ですが、最初にこれまで取り組んでこられた自然再生事業について、環境省からご報告をいただきます。

【環境省自然環境計画課課長補佐（山浦）】 それでは、環境省からご説明させていただきます。環境省の山浦でございます。座ったまま失礼いたします。

お手元の資料2をご覧ください。1枚めくっていただきまして、協議会の全国位置図がございます。協議会の数は、現在24となっております。こちらの番号が設立順になってございまして、1の荒川太郎右衛門地区から24の多々良沼・城沼の自然再生協議会まででございます。協議会の設立数につきましては、去年の専門家会議においてご説明いたしました数から変わってございません。

次のページをめくっていただけますでしょうか。こちらの表で、各協議会の概要を整理してございます。本日は、2番目にあります釧路湿原自然再生協議会、12番目にございます野川第一・第二調節池地区自然再生協議会、16番目にございます阿蘇草原再生協議会、23番目にございます三方五湖自然再生協議会の4つの実施計画の審議を行っていただくこととなっております。

表の一番右側が、実施計画の作成状況、右から2番目が全体構想の作成状況でございます。24協議会のうち、全体構想につきましては全ての協議会で作成されております。実施計画につきましては、今回ご審議いただく4計画を除きまして、19協議会で延べ31の実施計画が作成されてございます。協議会の中には、複数の実施計画を作成されているところもございまして、このように協議会の数よりも実施計画の数が多くなってございます。

次のページから、それぞれの協議会に関する資料をつけてございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

先ほどご説明をいたしました但、協議会の設立数につきましては、去年と同数の24協議会でございます。環境省が今、情報収集をしているところですが、新たな協議会の設立の動きもつかんでございますので、1点、ご紹介させていただきます。

資料にはございませんが、口頭でご説明させていただきます。大阪府の八尾市に位置します里山、あるいはため池などの水環境を対象区域といたしまして、希少淡水魚であるニッポンバラタナゴの保護を目的として自然再生を行っているNPO法人のニッポンバラタナゴ高安研究所が活動されています。その研究所の方で、地方自治体などと協力を進めて自然再生推進法に基づく自然再生協議会を、設立すべく調整中であると聞いてございます。

具体的には、このNPO法人を中心に地元の有識者、あるいは地元の住民の方々が中心となり、里山やため池の生態系の保全に加えまして、水質浄化技術の検討も大学の学生と連携して取り組んでおられると聞いてございます。

今年度は、新たな設立はなかったわけですが、引き続き新たな設立に向けて環境省としても取り組んでまいりたいと思っております。

以上、簡単でございますが、資料2のご説明を終わらせていただきます。

【進士委員長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対して、何かご質問やご意見がございましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。

ないようですので、今日は2、3人の委員が途中で退席されるそうですから、できるだけ早く個別の案件については、皆さんにご参加いただけるようにしたいと思いますので、これから二つ目の議題であります、自然再生実施計画に移りたいと思います。

総括的なご意見等はあるかもしれませんが、最後のところで、ゆっくりご発言いただくということで、いかがでしょうかね。池谷さん、どうでしょう。そういうことにしたいと思います。

それじゃあ、個別の実施計画について、ご発表を順次お願いしたいと思います。

はじめに、三方五湖自然再生事業実施計画について、同自然再生協議会からご説明をいただきたいと思います。

進め方としては、約10分ご報告いただいて、5分ぐらいのディスカッションをやるということにしたいと思います。

【ハスプロジェクト推進協議会（関岡）】 それでは、三方五湖自然再生協議会から報告したいと思います。私は、ハスプロジェクト推進協議会という、地元の民間の団体でございますけれども、そこの事務局をやっております関岡と申します。

三方五湖自然再生事業実施計画は、実施者が三方五湖自然再生協議会の構成員、それから協議会としては同協議会ということになっております。

三方五湖は、地図にあります福井県の西側にある5つの湖から構成された湖です。こちらが対象地域の概要ですが、三方五湖は、上流から三方湖、水月湖、菅湖、久々子湖、日向湖と5つの湖から構成される海水・汽水・淡水湖でございます。2005年には、ラムサール条約登録湿地となりました。そして、国定公園、名勝指定という形で保護・保全されている場所でございます。

こちらは、その実施区域のエリアを示したものですけれども、全体としては97.3平方キロメートル、標高は海拔ゼロから842メートルということになり、この三方五湖を含む地域を実施区域として設定をしております。

三方五湖について、少し紹介しておきたいと思いますが、たたき網漁という伝統的な漁法で、フナやコイの漁業をされているところです。そういったものは、例えばフナの刺身とか、手長エビの煮たもの、それからモロコの煮たものという形で古くから地元の方に食されてまいりました。

また、下流にあります久々子湖では、地域の地域の方々はシジミを採り、湖の恵みを古くから得てきたところです。ところが、護岸の多くがコンクリートで単調化した護岸になったことで、川や水路、水田や田面に非常に大きな隔たりができ、水の繋がりが分断してしまい、生物的な繋がりがなくなってしまいました。ブルーギルやブラックバスといった外来生物の侵入が著しくなり、生き物が減少し、それから生態系の変化、ついには先ほど紹介しました人と自然との関わりの変化、自然の恵みの減少が地域の問題として挙げられるようになりました。

実際、ラムサール条約登録の要件になりましたハスという魚が、ここ10年近く見ることができなくなったといったことで、生き物減少、それから湖の恵みの減少ということが問題になっております。

そこで、平成23年5月に三方五湖自然再生協議会が設立されました。その1年後に全体構想を作成し、さらにその1年後、実施計画書を作成したという流れになってございます。

皆様のお手元に、参考資料1、参考資料2とあります三方五湖自然再生全体構想、それから実施計画に、内容が詳しく記載されてございます。こういった形で、みんなで一緒に考えて実施することを活動のコンセプトにしております。

自然再生の目標ですけれども、全体構想の中にあります全体目標としては、湖と里を取り巻く自然と人との繋がりを再生していくために、三つのテーマを設けております。一つ目は生物多様性の再生、二つ目は、にぎわい、産業、自然を活かした産業を再生していこうということ、そして文化、環境教育を推進していこうという三つのテーマと20のターゲットを基に活動していくことを関係者で合意しております。

詳細は、省略いたしますが、この地域、若狭町、美浜町という二つの町にまたがっておりますので、二つの町から関係者が集まって地域をどうしていくのかということを経験的に表して、みんなの目標に着陸するようにそれぞれが頑張っている活動を進めております。

本実施計画で実施する取組なんですけれども、7つの事業を個別に立てております。一つは、護岸の自然再生事業でございます。単調化した人工護岸を自然豊かな形に再生していこうということ、それから湖と田んぼの繋がりを再生していこうということ、外来生物の対策、それから増え過ぎたヒシへの対策、環境に優しい農法、環境教育、シジミがすむ湖再生という形で、7つの事業を進めていくことを計画しております。

実施者としては、部会という形で設定しております。例えば、湖と田んぼのつながり再生部会では、地元の大学の先生にリーダーとなっていただいて、農業団体、漁業団体、市民団体、研究者、それから行政という形で構成して、まさに官民というか、民官といえますか、そういった形で進めていこうとしております。このように地元の多様な団体に関わる形で進めております。

湖と田んぼの繋がり再生について、詳しく紹介していきたいと思います。三方五湖の中でも三方湖とその周辺地域で、この湖と水田の水系の分断による魚類繁殖の障害を再生しようと取り組んでいるところでございます。

対策としては、従来から進めていましたが、水田魚道や水路にシュロを入れるとフナが産卵するので、それを田んぼに持っていくことを行っております。

これまでの成果として、このような取組が田んぼにフナを増やすと分かったということ。それから、ここは東京大学の研究者の皆様のお陰で、水田魚道やシュロ採卵によって保全・再生される魚類が遺伝的にも三方湖における地域性の高いグループを保全することに繋がると分かってきました。

湖と田んぼの繋がり再生では、短期、中期、長期目標というスケジュールを組み、当面は試行的に繁殖させていくための正確な把握、そして技術確立に向けたマニュアル化、取組の拡大をしていくこととしています。最終的には、地域住民、漁業者、農業者などが連携して、他地域からの移植放流に依存しない漁業の再生と、地域固有の魚の持続的な利用を目指していくことを考えています。

このような取組を漁業者、農業者、市民団体、それから行政という形で何度も部会を開きながら、あるいは現場で一緒に調査しながら情報を共有しながら進めているところでございます。

シジミのなぎさ再生部会も、同様に関係者が一堂に会して子どもたちを交えながら、その重要性を認識しながら進めているということです。

このように実施計画につきましては、何度も何度も顔を合わせて話し合いを進め、議論を進めながら、まとめております。

これまでの成果を少し紹介しますと、先ほどの水辺の繋がり再生ということでは、コイの育成田では、コイやフナを田んぼで増やすことができていることを確認しております。

また、みんなでモニタリングしていくことを同計画書の中でまとめておまして、みんなで調査をし、その情報を共有しながら重要性を認識することを行ってまいりまして、今後も続けていきたいと思っております。

事業計画の評価ですけれども、内容的に突っ込みが薄いところは否めないところですが、3年間を目安にこの計画書の見直しをいたしまして、順応的アプローチを適用して、適宜改変を加えながら進めていきたいと考えています。

以上で報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【進士委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから、ご質問やご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

じゃあ、池谷委員、近藤委員の順番でよろしく。

【池谷委員】 コンクリート護岸がされたということですが、何の目的でコンクリート護岸がされたのでしょうか。

【ハスプロジェクト推進協議会（関岡）】 周辺に梅畑が広がっておりまして、梅畑のアクセス性を良くするための道路を造るためにコンクリートで護岸をしなくてはいけなくなったという面がございます。

【池谷委員】 そういったコンクリート護岸を、どのように外すかという議論はしているんですか。

【ハスプロジェクト推進協議会（関岡）】 外すというのはちょっとなかなか難しいので、護岸の前面に石詰めをしたりとか、コンクリート護岸があるところの前面に捨て石をし、浅瀬を造成するような形で再生を試みているというところがございます。

【池谷委員】 それで自然再生がなされたということになるのですか。

【ハスプロジェクト推進協議会（関岡）】 これだけでは不十分で、やはり分断した自然環境が完全に戻るわけではなく、今後については、引き続き議論を進めているところがございます。

【池谷委員】 ありがとうございます。

【近藤委員】 浅場造成等も併せてやっているということで、そこには砂などを入れているというのは、環境調和型で良い技術と思います。

非常に単純な質問なんですけれども、農薬の問題、梅とか、田畑に対する農薬をなるべく少なくしていくことについて、努力はされているのですか。

【ハスプロジェクト推進協議会（関岡）】 はい。今日は、紹介を割愛しましたけれども、環境に優しい農法部会の方で、まずは水田からそういった取組ができないかというところがございます。

この地域には、冬期湛水を中心に無農薬で農業に取り組む農家さんがおられますので、そういった方を中心に、農薬をなるべく減らしていこう、農薬だけではなくて化学肥料、それがかなりこの湖に負担をかけるということには間違いないということで、そういったことを進めております。

【近藤委員】 どうもありがとうございました。

もう一つだけ、池谷委員が本来ご質問されると思ったんですけども、渡り鳥ですね、2、3年間やられて少しずつ変化してきて、魚も増えてきた、シジミも増えてきた。それらが今度、渡り鳥の飛来数というんですかね、まだ統計的には難しいかもしれませんが、見た目が増えてきたのかどうか分かりましたら教えていただければと思います。

【ハスプロジェクト推進協議会（関岡）】 ふゆみずたんぼと書いておりますけど、冬期湛水田をこの地域では拡大しております。そういう取組により、コハクチョウがこの地域に飛来するようになりまして、平成17年度当時はいなかったものが、現在では毎年、数十羽ぐらい飛来するようになっております。夜は湖で休み、昼間は田んぼに帰って来て餌を取ることが観察されております。

【近藤委員】 ありがとうございます。

【進士委員長】 ほか、いかがでしょう。

辻本委員。

【辻本委員】 最初に、この地域が海水・汽水・淡水という特徴のある地域が混ざり合っているとか、減り張りが、計画の中でどのようにされているのか、もう一つはエコトーンについて、計画の中で注目されているのかを教えてください。

【ハスプロジェクト推進協議会（関岡）】 一つの実施計画としてまとめておりますけれど、個別の計画を、例えば三方湖中心あるいは久々子湖中心という形で、湖とその周辺部分という繋がりを再生していく形で計画を固めようとしております。

例えば、三方湖は淡水ですので、フナ、コイが生息するわけですが、これが田んぼに帰ってきて産卵する、そういった繋がりを再生しようというのが紹介したものです。また、シジミについては汽水、久々子湖はちょっと塩分濃度の高い汽水湖なんですけれども、そこでは浅場造成をしてシジミを中心として、多様な魚類や水鳥を復活させようということを考えてございます。

【辻本委員】 その辺が非常に重要な特徴です。その地域の一つの売り物としてその明確化とアピールをぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

【ハスプロジェクト推進協議会（関岡）】 ありがとうございます。

【進士委員長】 鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 地域と連携して、活発に活動されているように見受けられますが、環境教育等の関係でも関係者はいるんですか。具体的に小中学校あたりと連携するとさらに良いのかなという気がするんですけども。そういう行政との連携は、どうなっていますでしょうか。

【ハスプロジェクト推進協議会（関岡）】 そこは私のハスプロジェクト推進協議会が企画したところの参考資料2の54ページを見ていただけますでしょうか。ここには水辺の絵画というのがございます。これは今の子ども達がおうちに帰って、おじいちゃん、おばあちゃんに話を聞いて、おじいちゃん、おばあちゃんが子どもころの三方五湖の様子を子どもが描くということをやっております。

これは、昔の風景の話を伝え聞くだけじゃなくて、絵にすることによって、自然豊かだった時代を今の子どもたちに伝えていこうというプロジェクトを企画して実行しているものです。当初、これは通称「ハスプロ」なんですけども、これを教育委員会を通じて地元

の小学校全校に参加していただいております。

【進士委員長】 他、いかがでしょう。

吉田委員。

【吉田委員】 ヒシの繁茂に関する対策というのは、随分一生懸命やっていたらっしゃるようなんですけども、これはヒシを今度、除去したことによって、例えば外来生物の増加とか、そういった影響は出ないのでしょうか。また、ヒシも沢山出ますと、その後それをどうやって処分していくのか。ブラックバスやアメリカザリガニとか駆除を行っていると思いますけども、その処分の仕方として何か考えていらっしゃるのか、それを伺いたいと思います。

【ハスプロジェクト推進協議会（関岡）】 ヒシを除去することによって、他の生物がどうなるかについては、今まさに研究者の方に研究をしていただいているところでございます。

今のところは、何故ヒシが広がってきたのか、その前段としてどのように広がってきたのかということをお東京大学の先生方に研究をいただいて、それを明らかにしていただけたところなんです。

実施計画は、試験的に取組を行いながら進めることとしておまして、部分的にヒシを刈り、その影響を明らかにして、その結果を、協議会の中で議論して進めようとしております。

それから、刈り取ったヒシの利用ですけれども、ひょっとすると、これが堆肥になるのではないかということで、地元の農業試験場、といった関係機関と協力をして堆肥化、もしかするとそれを梅に返すといいのかなとか、そういったことを検討しているところでございます。

【進士委員長】 ありがとうございます。

鷺谷委員。当事者ですか。

【鷺谷委員】 すみません。当事者ですが、一言だけ発言させていただきます。

自然再生事業というのは、順応的なアプローチで取り組むことがとても重要であり、順応的アプローチの最も重要な点は広く多様な主体が参加して、十分に話し合いをしたり、情報共有しながら自然環境について共通の理解のもとに対策を立てていくものです。

それから、必ずしも今の協議会が完璧なわけではありませんので、試してみてその結果をよく見ながら次のステップを考えていくということが重要で、そこには科学も必要になってくると思います。三方湖自然再生協議会では、それを重視して時間はかかっていますが、少しずつ進んでおります。もちろん、ハスプロジェクトがこれまでもずっと活動されてきたこと、あるいは福井県が取り組んできたことをベースにしていますので、そういう丁寧な進め方でも、比較的早く全体構想や実施計画ができたと思います。

沢山の部会をつくってそれぞれのテーマに関心のある方がそこに参加して、地元では時間をかけて議論してくださっていると思うんですけども。もう一方で、重視しているのは、自然再生はやはり後の世代の人たちが成果を享受するということになると思いますので、若い世代の参加を促すための工夫もしております、協議会の中に今はもう高校生になったかもしれませんが、中学生に入っただいて、シンボリックな存在となっております。

この自然再生について、地元の人たちの理解を得るためにメッセージを発してもらおうとか。もちろん、その子どもたちは、ハスプロジェクトなどに関連する環境教育を受けて育った子ども達でありますので、協議会の中でもとても良い役割を果たしています。

そういう意味では、実際、自然再生の成果というのは時間をかけて現れてくるものだと思いますけれども、それを進める人側の協力体制とか、科学的にどのように進めていくかについて、順応的に進められつつあるのではないかと考えております。

【進士委員長】 本当にすばらしい事業の進め方だと思います。

興味があるのですが、このシュロ法というのは、伝統的に昔からあったのか、関岡さんたちが工夫して考えたんですか。

【ハスプロジェクト推進協議会（関岡）】 このシュロ自体は、アユとかで採卵する技術としてあったと認識しております。

【進士委員長】 伝統的なものですか。

【ハスプロジェクト推進協議会（関岡）】 はい。

【進士委員長】 いや、おもしろい。そういうのも自然再生の知恵ですよ。

最初でしたから、沢山のご意見をいただきましたが、どうもありがとうございました。大変適切に進めておられる様子、良く分かりました。

二つ目に参りたいと思います。野川第一・第二調節池地区の実施計画です。前回、ここは見学させていただきまして、大変その節はお世話になりました。大体状況をよくお分かりのようですから、説明はなるだけ要領良く、よろしく。

【東京都北多摩南部建設事務所（岡田）】 それでは、野川第一・第二調節池地区自然再生事業について、ご説明させていただきたいと思います。事務局を担当しております、東京都の建設局北多摩南部建設事務所の岡田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、場所は東京都真中くらいに位置する多摩川支流の野川における中流から上流部の小金井市となります。

今回の事業の対象地区は、900メートルの野川本川と、下流の第一調節池、上流の第二調節池の3カ所としております。また、水の確保が重要となっておりますので、周辺で関連する地区として、湧水とか砂川用水などを含めた箇所を関連地区として含め、これを一体的な事業としております。

ここでは、もともと古くから農業を営み、人為的に環境は維持されており、多くの野生生物が生息する地域となっております。

ここはもともと自然豊かな環境で、1970年代頃から市民活動が活発に展開されてきました。都市化された地域において、自然環境が残り、都市の中でこのような環境があまりないことも重要なポイントとなっております。また、周辺に湧水地点が複数あり、水辺に親しめるという特徴があります。

問題点といたしまして、このような身近で貴重な自然でありますけれど、市街化が進んでおり、放置することにより自然環境の衰退がもたらされると危惧されておりました。

この対象地区がビオトープ・ネットワーク上の重要な位置にあり、この地域で自然再生事業を行うことによって、広域的な生物多様性の向上に寄与できる可能性を秘めているということで、この地域を選定しております。

全体構想における理念と目標は、まずは昭和30年代前半を規範として、このときの水のある農の風景を模範として、水を中心にした環境システムを再生することを目標としております。その中で、様々な水環境を生育の場とする生物の再生、ふれあい活動、環境学習などを通じ、自然と人とが関わりを持ち、自然を再生していくということを目標としております。

自然再生の方向性といたしましては三つございまして、一つが水のある自然環境の再生、二つ目は自然のふれあい利用、三つ目は市民参加による整備・維持管理。この三つの観点から整備を進めております。

今回、野川第一・第二調節池地区の事業の進め方になりますけれども、全体構想としては、第一期事業、第二期事業、第三期事業ということで、三つの事業に分け、段階的な整備を考えております。まず、平成18年9月に全体構想を策定し、10月に第一次実施計画書を作成しました。こちらにつきましては、平成18年から平成22年の5ヶ年を事業年度としております。

第一期事業は水環境の再現性をモニタリングできる整備を行い、効果検証をしながら第二期の方向性を検討することとなっております。

第二期事業といたしましては、水環境システムの再生・整備を実現することとしております。平成18年から平成22年の5ヶ年で事業を行い、その実績を踏まえて事業内容を修正いたしまして、今回、第二次実施計画書として、平成24年11月に取り纏めております。

内容は、第一次実施計画書のうち第一期の未整備部分、それから第二期事業の未整備部分、第三期の一部を含めた形で新・第二次事業として、平成25年から平成27年の3ヶ年程度を事業年度として予定しております。

これまでの経緯ですけれども、平成18年度から平成22年度に整備を実施し、それとともに生物モニタリングを継続的に行っています。整備した内容について、それを検証した上で今後どのように整備をしていくか、また維持管理をしていくか、モニタリングをどうや

っていくかということについて、協議会の中で平成23年、平成24年の2ヶ年にわたり検証をしまして、議論をした上で平成24年11月に第二次計画を策定しております。

この中では、草地や湿地、田んぼ、深池などの水環境の整備と、野川の粘性土張りを含めた整備を進めていきたいと考えております。

3年整備しながらモニタリングを継続し、事業完了の後に検証して、今後どのような形で第三期整備を行っていくかを検討したいと考えております。

第一期事業での整備の内容ですが、平成18年度に田んぼ、湿地、水路整備を実施しました。次の年度に、野川本川から水を引くための導水路、ため池、水路整備を行っております。

第一調節池の越流部分は、コンクリートの越流堤になっており、生物の行き来が分断される懸念があり、法面の両脇の部分のコンクリートをはつり、緑化を図っております。

それから、野川、今年も水涸れが発生しました。この水を確保する目的で、雨水貯留施設を平成22年度に設置して、水源の保管を行っております。

実績としては、ため池では水深が確保されていることで魚類の生息池としての機能が形成されております。また、釣りをされる方や散歩をされる方などの憩いの場所としても使用されております。

越流堤は、昆虫等の野川と調節池間の移動経路として機能しているということが確認されております。また、緑化を図るために池の底地の土を取って緑化をしたのですが、水が溜まりやすい構造となり、副次的に、半湿地環境が形成され、想定していなかった新たな植物や昆虫が確認されるようになっております。水路は、生物の生息環境また移動の環境として機能しております。ここでは、トンボや魚の移動などが顕著に見られております。

また、田んぼの下流に湿地が形成されているのですが、ここではクサヨシなどの湿性植物が水際に生えており、植生管理によりショウリョウバッタモドキなどの湿った環境を好む生き物の確認もされております。

環境学習のメインの場になりますけども、田んぼを設置することで水際の環境の創出に繋がりました。また、水深が浅いということで水鳥が来るようになり、サギやカワセミが飛来するようになっております。

現在は、田んぼを中心とした環境学習を行っており、5月の田植え、9月の稲刈り、11月の収穫祭を、これまでに7年ぐらい続けており、半分くらいはリピーターが占めている状況となっております。

現地の状況といたしまして、水のある自然環境の再生がなされ、湿地整備により水域の生態系が誕生し、生物が多様化しております。また、越流堤の緑化などで、昆虫などの野川と調節池の行き来が可能となり、雨水貯留施設を整備したことで水量が確保できたと言えます。

検証と課題になりますけども、やはり湿地の整備を行っておりますけども、まだ魚類の

生息場所、避難場所、産卵場所が不足しているような状況が見受けられます。また、野川の水涸れもたびたび発生しており、これを解決することが望まれております。

第二次実施計画書としては、植生生息に考慮して水深を深くすることで魚類の避難場所の創出となる深池の整備を考えております。この中で、水路の整備をもう少し広げるような形で水路自体も魚類の生息場所となるようなものを計画しております。

先ほど、濁水の話させていただきましたが、本線流量を確保するため、河床の整備として粘土を河床に張り、礫層のほうに浸透させないようにします。

自然のふれあい利用としては、水路、田んぼ、湿地でのイベントを開催しております。利用過多による植生への悪い影響が考えられますので、これを何とかする必要があるので考えています。

1枚の田んぼだけで参加者が130人ぐらい来る時があり、環境学習に対応できる場所を新たに造ることや、それに対応するシステムを造っていくことが重要であると考えております。

これに対しては、第二田んぼをつくるということ、人が利用するエリア、保全するエリア、これを区分して管理するというのでやっていきたいと考えております。

市民参加による整備・管理につきましては、当初から市民を中心にした「野川自然の会」という維持管理団体を設立しており、こちらで安定的にモニタリングや外来種の駆除、表面管理について行っており、これを継続的に続けていくということが重要と考えております。

続きまして、第二次実施計画に基づく整備箇所としては、一つには草地ですね、第二調節池にはまだ手はついておりません。そこを利用し、草地化を図って植生の多様化を進めていきたいと考えています。

また、半湿地の整備を進めていきたいと考えております。さらには、ふれあい活動の拡大ということで第二田んぼ、魚類の逃げ場、越冬の場所として深池を設置する予定です。

それから、上流に小金井新橋、下流に二枚橋という橋がございまして、ここの900メートル区間の河川環境改善、濁水対策のための河床粘土張りを行う予定でおります。

田んぼと湿地の連続性を確保しつつ、半湿地については独立した環境としてそれぞれの生息場を構築していきたいと考えております。

今後の展望となりますけれども、第三期事業におきまして、第二次実施計画の整備効果と影響について継続的にモニタリングを行い、検証していく必要があると考えております。市民団体を主体として、自然観察会や環境学習活動について積極的な展開をしていきたいと思っております。また、維持管理、モニタリングの結果を順応的に反映するというのをやっておりますので、これを引き続き続けていくことを考えております。

以上で、野川第一・第二調節池地区自然再生事業の説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

【進士委員長】 ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問は何か。

どうぞ、大和田委員。

【大和田委員】 昨年、現場を見せていただきました。大変ありがとうございました。

非常に事業はうまくいっているように思います。今、ご説明は第二次事業計画ですが、これが第三期というのはいつ頃を考えておられるのでしょうか。

【東京都北多摩南部建設事務所（岡田）】 今回の自然再生事業につきましては、3段階で整備を進めていく予定であります。現在、第一期事業が終わりまして、第二期事業に入りました。第三期事業につきましては、自然再生の最終形の整備となり、水環境の整備が重要になっております。

今後、関連地区の湧水の確保が必要ともなりますので、関係部署と調整しながら、理解醸成を図りつつ、水量が確保できるような環境になりましたら、また、維持管理も含めて検討し、その後、第三期事業に移りますので、現在はいつまでに行うというような予定は立ててございません。環境の整備を着実に進めながら、検討していきたいと考えております。

【進士委員長】 池谷委員、どうぞ。

【池谷委員】 市街化する中で、良くやっぺらっしやると思います。二つだけお伺いしたい。一つは、草地化していますよね、その場合の草の種などの遺伝子はどこからお持ちになるんですか。

【東京都北多摩南部建設事務所（岡田）】 基本的には、野川から持ってこられるものは野川、また、下流にあります多摩川からの種子を採取して持っていきたいとは考えております。

【池谷委員】 それは同じ集水域ですか。

【進士委員長】 同じです。

【池谷委員】 ぜひ、地元の種子を使っていくことを優先してほしいと思っていました。

【東京都北多摩南部建設事務所（岡田）】 わかりました。

【池谷委員】 それからあと一つ、ここだけでは生態系を守ることが難しいわけで、面積的に。周辺の都市公園との関係が重要だと思うんです。特に、高次消費者ですね、ここで言えばオオタカだとかフクロウが安定して棲めるような環境をつくる必要があると思うんです。都市公園と調整して、全体的にどうするかということを考えてほしいと思っています。

【東京都北多摩南部建設事務所（岡田）】 確かに、この北側には崖線がありますし、また東側ですと野川公園、大学の広大な敷地もございまして、タカが確認される時もありますので、そこも含めてどう位置付けていくかということもこれから検討していきたいと考えております。

【池谷委員】　そうですね。ぜひ、そうしないと、カラスが増えて困ったとかね、ムクドリが増えて困ったとか、あちこちで起こっている問題ですから、部分的に自然再生しても、実はあまり意味がないことがかなり多いんです。全体として、高次消費者をどう安定させるかということを考えてやってほしいと思います。

【東京都北多摩南部建設事務所（岡田）】　わかりました。

【進士委員長】　他に。

吉田委員。

【吉田委員】　この調節池の自然再生については、非常に良く分かりましたし、市民参加も含めて行っていらっしゃるというのもとても良く分かりました。

問題は、東京都として野川全体として生態系ネットワークをどのように形成していくかということが重要だと思います。野川の下流の方は垂直護岸やフェンスで全く入れないような状態になっているのですが、それを全体的な生態系ネットワークとして形成していこうという長期的なお考えはございますでしょうか。

【東京都北多摩南部建設事務所（岡田）】　自然再生事業は、この地域としていますが、もともと昭和70年代ぐらいから周辺の市民活動が活発でした。東京都には、野川の流域連絡会があり、その中の生き物部会で自然環境の保全や草刈りについても検討しており、それと連携を深めながら広域的取組となるように検討していきたいと考えております。

【進士委員長】　鈴木委員どうぞ。

【鈴木委員】　既にご意見が出ましたけど、限られた場所で目下、野川の北側だけやっていますけど、第二調節池を将来どのようにするお考えでしょうか。サッカー場に近い原っぱがありましたが、そのところです。

全体が限られているものですから、将来、全体として捉えるときに、この原っぱも何らかのアクションを行う必要があるという気がします。

【東京都北多摩南部建設事務所（岡田）】　野川の南側につきましては、武蔵野公園になっておりまして、そちらも都立公園ですので、連携していきたいと考えます。

【進士委員長】　よろしいですか。

鷺谷委員。

【鷺谷委員】　市街地が広がる都市化した地域で、生き物と人のふれあいとか、人と人との繋がりなどを目標にしながら、着実に事業を進められていると思います。もう少し具体的な指標となる生物であるとか、モニタリングの際の指標をどうお考えでしょうか。

【東京都北多摩南部建設事務所（岡田）】　第一期事業で5年間実施しまして、その中でも継続してモニタリングをしております。第二次実施計画書の中でも指標種として協議会の中で選んでいるものはあるのですが、その中で代表まで絞り込めておりませんので、今後、継続的にモニタリングを行って、次の評価を行う際に再度、見直していきたいと考えています。

【鷺谷委員】 よろしいですか。こういう地域は、アマチュアで生き物を観察している方が沢山いらっしゃいますので、そういう方の知見をもとにすれば、どのような生物が戻ってきそうといった予測を立てられると思います。例えば、トンボ類など好きな方も沢山いらっしゃると思いますし、色んなタイプの水域でネットワークをつくっていらっしゃいます。自然再生が進んだら、このようなトンボが見られるようになるという予測をして、そのうちの何%が戻ってきたとか、そのような評価の仕方もあると思いますが、野川自然の会の方たちは、そういうことはされていらっしゃらないのでしょうか。

【東京都北多摩南部建設事務所（岡田）】 野川自然の会の生き物部会の方で、モニタリングをやっておりまして、先ほど、先生がおっしゃられたとおりトンボセンサスというトンボを追っている方がおり、実績を積み重ねているような状況です。

【鷺谷委員】 その際、予測をして、その予測と現状がどう違うのかということを見ると、整備の方向もこういう点をもっと改良した方が良いとか、こういう環境を加えるべきだというようなことが出てくるかと思います。

【東京都北多摩南部建設事務所（岡田）】 わかりました。ありがとうございます。

【進士委員長】 よろしいですか。

それじゃあ、このぐらいにさせていただきます。

野川の場合は、前回、現場でディスカッションさせていただいたのですが、その時のことがあまり反映されていない気がするので、注意していただきたい。

ご発言が随分ありましたように、自然再生は、調節池の中だけで完結しないので、少なくとも隣にある都立公園、崖線の斜面林を含めて取り組んでいく必要があります。また、地元の自治体との関係が弱いという話もありました。少なくとも首都東京の自然再生の代表格として頑張っていただかないと、弱いなと思うんです。

そういう意味で、大事なお役目を担っておられるので、事務所だけの課題ではないと思いますけど、オール東京都庁でやっていただきたらと思っております。そういう指摘があったと、関係者にお伝えください。やっぱり、東京都なんですから、東京都は東京都なり、首都らしく頑張っていただかないと、一番人口負荷、インパクトをかけている都市ですから。逆に、それだけ自然再生にも相当なエネルギーを投入すべきで、それを調節池ぐらいに矮小化して、それで自然再生ですというのは、寂しい話だと思っています。ぜひ頑張ってください。ありがとうございました。

それじゃあ、次、行きます。

釧路湿原自然再生事業達古武湖自然再生事業の実施計画です。よろしくお願ひします。

【環境省釧路自然環境事務所（大林）】 環境省釧路自然環境事務所の大林と申します。よろしくお願ひいたします。ただいまから、達古武湖自然再生事業の実施計画につきまして、説明させていただきます。

釧路湿原は、皆さんご存じのとおり、日本最大の湿原でございます、他に類を見ない

風景や野生生物の宝庫でございます。そのため、国指定鳥獣保護区やラムサール条約、国立公園に指定されており、自然再生も歴史が長く続いています。

釧路湿原につきましては、周りの市街地への開発等が進んでいたり、造林事業や開発等により自然林の減少、周辺の土地利用を図るための河道の直線化等がございまして、湿原の減少、丘陵地の森林の減少、湿原へ流入する負荷の増加、湿原の野生生物の減少と様々なことが起きまして、自然再生事業が推進されております。

今回、達古武湖の計画につきましては、釧路湿原全体の中で目指すべき姿があり、その中で目標が三つありまして、そのうちの一つ目、湿原生態系の質的・量的な回復があり、その中には5つの手法が定められており、その一つ目のものとなります。

ちなみに、釧路湿原には自然再生全体構想があり、その中で実施計画は様々な他の分野もございまして、この計画は八つ目になります。

達古武湖実施計画の対象区域は、釧路湿原流域、緑の区域が25万ヘクタールあり、その中の赤の区域、達古武湖自然再生事業実施計画の対象区域と記載されており、こちらが東部湖沼の一つである達古武湖というところで、達古武湖の133ヘクタールとその流域の2,400ヘクタールが対象になります。

達古武湖に何が起きているかをご説明します。達古武湖は、かつて水草の宝庫と言われている生物多様性の豊かなところでした。水質もきれいで、非常に良いところでしたが、2000年ぐらいに変化が起きました。湖内の透明度が低くなり、水生植物の多様性も低くなりました。目立つところとしてはアオコが発生し、水質が悪くなってしまいました。

ところが、2005年を過ぎたところでさらなる変化が起きました。アオコが消えて、もともと一部に生育していたヒシが湖面全体を覆うようになりました。こちら模式図がありますが、かつては色んな植生があったんですが、今ではヒシが湖面を覆ってしまっています。ここを見ていただくと、一番良く分かりますが、湖全体がヒシに覆われている状態となっています。

ヒシにつきましては、最初の頃のデータはないんですが、2004年頃から見ただくと分かりますように、ヒシがどんどん広がって、今では一面を覆うような状況になっています。

先ほど説明しましたように、今現在はアオコの発生は認められておらず、このようにヒシが全面覆って他の水生植物が生育しにくい状況となっています。

原因を究明すべく、栄養塩類の状況を調べたところ、まず現在の状況を先に説明しますが、全リンの負荷量は約2,000キログラムで、明らかに富栄養化の状態にあるということがわかりました。

周囲の状況ですけれども、こちら流域には家屋等も少なく点源負荷等の影響は少ないのではないかと思います。流域には、農地や牧草地、林地が存在し、面源の負荷源となり得る地域があるのではないかと考えられます。

もう一つ大きなこととして、達古武湖の南部には昔の家畜ふん尿由来と考えられる土砂

が堆積しております。

こちら、雨が降った時と、平常時の負荷の流入寄与のところ、こちらオレンジ色が平常時です。青のところは降雨時でございます。見て分かりますように、降雨時が平常時より増えております。

降雨では、二つの原因が考えられると思います。降雨に伴う流入増加によって、流入河川から色んなものが流入してくる。さらに、降雨に伴って、通称南部湿地に溜まっている家畜ふん尿が流入してくるため、その対策が必要と分かりました。南部湿地だけでも、窒素は約15%、リンは約20%が影響していると分かりました。

調査や専門家委員会の意見を踏まえて、対策や達古武湖のあるべき姿を検討しました。この結果、1990年代に観察されたような多様な水生植物をはじめとする、多様な動植物がバランス良く生育している湖を目指すこととなりました。

いきなりもとの状態に戻すのは難しいですので、まずは少しでも近づけるように、ステップを踏む必要があります。事業の目標は、達古武湖に流入する栄養塩類の流入負荷とヒシ繁茂が他の水生植物の生育環境に与える圧力を低減することにより、達古武湖において、ヒシ以外の水生植物が安定的に生息できる環境に保全・復元することです。事業実施期間は、まず最初のステップとして、5年の実施を考えています。

今の状況はこのようになっており、湖内はヒシが繁茂しております。昔は湖面は明るく多様な水生植物があり、非常に栄養塩類も少ない状況でした。事業の第一ステップとなる本事業での5年間の内容としては、まず一部の水生植物が辛うじて生育しているところのヒシを取り除いていくことを考えております。その上で、栄養塩類という原因を取り除かないと難しいですので、原因を取り除きます。栄養塩類の除去においては、南部湿地対策を重視しております。

事業の構成としては、ヒシの分布域を制御し水生植物を一部復活させること、流域からの栄養塩類流入抑制及び南部湿地から供給される栄養塩類対策となっております。さらに、モニタリング及び順応的管理を適切に行うという構成となっております。

ヒシの分布域制御は、保全対象種を定めて個別目標を立てて行おうと思っております。保全対象種としては、ネムロコウホネ、ヒツジグサなどの浮遊植物を設定し、他の水生植物の回復効果も期待しています。

なぜ、ネムロコウホネ、ヒツジグサを選んだかといいますと、かつての達古武湖には、水面が黄色になるぐらいネムロコウホネが生えておりましたので、その環境を取り戻そうということで、ネムロコウホネ等を指標種としています。

アオコがなくなりヒシが増えたということなので、ヒシ分布域制御を行う区域では水質のモニタリングや植物について確認して、刈り取り面積等の検討をしたいと思っております。

個別目標となる3つの再生エリアについては、図を見て下さい。現在、青と緑の点が見えると思います。これが、現在ヒツジグサやネムロコウホネがわずかに残って群落となっているところですが、まずは、そこを再生させるということを考えております。

また市民による再生を促すために、キャンプ場の周辺で、市民参加によるヒシ刈り取り等を行おうと考えております。

流域からの栄養塩類流入抑制については、個別目標としてリファレンスサイトを設け、比較して効果を検討しようと思っております。

対策は、南部湿地対策と面源負荷対策が必要となります。南部湿地は達古武湖の一部ですが、この辺りは栄養塩類が多く溜まっているということが分かっていますので、その除去をしようと思っております。降雨になると栄養塩類が流れてくるので、南部湿地やその周辺の川において濃度を測定して、検証しています。地権者等がおりますので、その人々や地元自治体と調整をしながら事業を進めていく予定でございます。

面源負荷対策としては、周辺区域からも、栄養塩類が流れ込んでいるということで、周りの状況を把握し、流域内の農業者、畜産者等に対する普及啓発を行います。また林地についても、達古武地域自然再生事業において、林地の回復事業を行っておりますので、そこと連携しながら行っていく予定でございます。

達古武地域自然再生事業は、同じ流域ですので相乗効果を含めて普及啓発をしていきたいと思っております。モニタリングに関しては、このように様々な項目について、例えば、水生植物の状況、水質の状況等について行っていきたいと思っております。

情報の公開と市民参加については、情報の公開はなるべく地域住民を含めて説明会を開くことや、子どもを含めて市民が永く参加できるような事業を行っていきたいと思っております。

釧路湿原達古武地域自然再生事業だけではなく、他の地域の計画と連携しながら一緒に行っていきたいと思っております。また、計画に関しては、5年間を目処に、事業の必要性や計画の内容について検討していきたいと思っております。

以上です。

【進士委員長】 ありがとうございます。

それでは、ご指摘をいただけたら。

池谷委員から大和田委員。

【池谷委員】 話をお伺いして、国がやる事業としてはちょっと小さ過ぎるという感じがします。また、問題は二つあります。上流側の農業・畜産の話と、過去の畜産によって糞尿が溜まった南部湿地をどうするかという話です。

世界的には上流側で問題が起こった時には、採算に合わない土地は購入していくことが基本です。特に国ですから、畜産を止めたところや農地も採算が合わないところを積極的に購入していくことが基本だと思います。農家に対する教育的な話は悪くはないのですが、それだけで解決はしないと思っております。

それから、あと一つは、溜まったものをどうするかです。根本的には、捨てた者の責任があるわけです。それができない場合には、当然浚渫する必要があるんだと思います。このような根本的なことに手が打てていないのではないかと心配する話に聞こえました。

【環境省釧路自然環境事務所（大林）】 すみません。説明が足りなくて申し訳ございませんでした。

まず、南部湿地の問題ですけれど、ここの原因者に関しましては、家畜排せつ物法がありますが、その制定前に野外に投棄したものです。その当時は、違法ではなかったものです。その場所を新しい地権者が知らずに買ってしまったということがあります。そこに関しては、実際に浚渫して土砂を取り除く予定です。今年度または来年度に実施する予定です。

周りの土地に関しては、まだ原因が分かっていないところもありますので、汚染原因となっていることが明らかな箇所については、対策を行う予定です。林地に関しては、一部買取を進めているところでございます。

【池谷委員】 わかりました。

【大和田委員】 南部湿地がどうして栄養塩の供給源になっているのかということも、よく理解できなかったんですね。今のご説明で大体わかりました。

【進士委員長】 他に。

鷺谷委員、吉田委員と。

【鷺谷委員】 畜産や農業の影響によって水域が富栄養化するというのは、世界中で起こっていて、そのための自然再生とか、流域全体でそれを改善する取組なども欧米などでは結構あると思います。手法の一つに、緩衝帯となる湿地を再生し、川や湖に流れ込まないようにする湿地再生手法が、一般的なものとしてあり、南部湿地は図らずしてそういう役割を持っていると思います。湿地にもキャパシティがありますので、もうキャパシティを越えて栄養塩が溜まってしまっていると思いますが、そのような役割も果たしてきたと思います。

湖の再生については、周りに緩衝帯になるような湿地や遊休地があれば利用して造っていくことも一つのやり方だと思います。ヨシなど抽水植物がある湿地ですと、刈り取ることによって栄養塩を持ち出せるので、ヒシでもそれを行えば良いんですけども。水の上の作業よりも機械を入れて刈り取ったりしやすいので、そういう湿地再生や湿地管理によって富栄養化を低減する手法もあり得るのではないかと思います。そのようなことをお考えにはならないのでしょうか。

もう一つは、沈水植物などが多くあって、浮葉植物も若干あった状態から植物プランクトンが一次生産者として卓越するフェーズを経て、現在、ヒシになったということなんです。栄養塩の量や循環に加えて、湖の底質にも注目すべきなのだと思います。研究者の方がここには入っていると思いますが、議論などはされているのでしょうか。

【環境省釧路自然環境事務所（大林）】 まず一つ目の件ですけれど、南部湿地の隅に投棄されていますので、南部湿地が緩衝帯になっているということは、そのとおりなんですけれど、やはり、根本を取り除くことが第一と思っています。

また、ヒシとヨシの刈り取りによって、栄養塩類を除去する話もありましたが、まずは南部湿地に堆積している土砂を取り除く必要があります。

【鷺谷委員】 そこを取り除くのは前提の話です。

【環境省釧路自然環境事務所（大林）】 計算してみましたが、ヒシを除去してもそれほど多く取り除けるものではなく、また、ヨシを取り除くためには、軟弱地盤であるので、非常に困難です。

底質は、変化はしていないだろうと考えております。

【鷺谷委員】 栄養塩が増えたら有機物が溜まってしまい、還元状態になりやすいと思います。

【環境省釧路自然環境事務所（大林）】 確かに、ヒシが増えることによって、湖内の酸素濃度が低くなり、分解されにくいということもあります。ヒシを取り、湖面を開くことによって、有機物の分解も進むだろうと言われております。

【進士委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 この問題は、国環研の高村先生も研究されており、大分前から言われていたので、もっと早くの対策ができたのではないかと残念な思いです。

一つは、蒸発してしまったということは、今後新たな負荷はなく、今までに投棄されたものだけなのかという確認です。

もう一つは、私の経験からですが、私も千葉県のため池でヒシを一生懸命取っているのですが、ロゼット葉だけ取るこの方法だと、残りのものは沈み、有機物は底に残ってしまい、それから、場合によっては復活も早かったりします。うまくやればヒシの実や支柱根まで取れるのでしょうか。ここまで広がってしまうと、全体でそれを行うことは難しいでしょうけれども。例えば、ネムロコウホネとかヒツジグサとかの復活の可能性があるところは、場合によっては一部分徹底的に支柱根まで取る場所を設けて、比較してみると良いと思います。

【環境省釧路自然環境事務所（大林）】 千葉県の例は、承知しておりませんが、こちらでも、色んな刈り取り実験をしました。根から取ったら良いのか、ロゼット部だけ取れば良いのか。刈り取りの方法や時期、様々な検証をして、ロゼット部を年2回集中的に刈り取ることによって、次の年は大幅に減少し、生えてくる分はわずかであることが判明しております。

また、一つ目ですけれど、これからは、出てこないと思っています。

【進士委員長】 鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 当面、農地・林地からの負荷を低減することが仕事だと思っておりますが、農地

と林地では、質が違ふと思うのですが、それを区分けすることが一つ必要だろうと思います。それは、物理的にも化学的にも若干違ふところがあると思います。

もう一つは、森林の健全な育成に努め、負荷の少ない森林云々と書いてありますが、具体的に何をイメージしているのですか。放置された森林を手入れするという事だけなのか、何か考へがあるのでしょうか。

【環境省釧路自然環境事務所（大林）】 まず、農地と林地に関しましては、ご指摘のとおり、区分けしてやりたいと思っています。

林地に関しては、この達古武地域で、環境省が自然林の再生を目指して、人工林、カラマツ林だったものを自然林に戻すということをやっておりますので、それをモデルに流域の他の地域、または釧路湿原全体に広げていきたいと思っております。

【鈴木委員】 一つは、それはトライアルとして構わないのですが、カラマツ林が不健全だということではないので、自然林も結構ですが、カラマツ林も結構であるということを理解して欲しいと思います。

【環境省釧路自然環境事務所（大林）】 すみません、その地域がもともと広葉樹林の広がる場所であった場所をカラマツ林に造林したので、それは戻そうと、そのような話でございます。

【進士委員長】 他の委員、よろしいですか。ありがとうございました。

ヒシの実は食用になるんでしょう。その循環は可能ではないのですかね。湖面を全面的にやるんだから。

【環境省釧路自然環境事務所（大林）】 まさに、アイヌの方は、ヒシのことをベカンベと言ひ、それを利用しておりました。実際、この取組の時は、ヒシの利用としてヒシを使った料理などで市民に関心を持っていただく等、その後に、利用できるようにしていきたいと思っています。

【進士委員長】 イノシシをはじめ、シカから何から、とにかく人間が食べてしまうしかないね、これは。自然再生の一つの方法は、そういうことかもしれません。半分は冗談ですけど、半分は考へるべきことかもしれませんね。

どうもありがとうございました。

最後になりますが、第二期阿蘇草原自然再生の野草地保全・再生事業の実施計画について、ご報告を頂戴したいと思います。

【環境省九州地方環境事務所（荒木）】 それでは、第二期阿蘇草原自然再生事業野草地保全・再生事業実施計画について、ご説明いたします。

本計画は、阿蘇草原再生全体構想をもとに、平成20年度に策定した事業実施計画を引き継ぎ、これまでに環境省で取り組んだ野草地保全・再生事業の実績などを踏まえて、平成26年度から平成30年度の計画を策定したものであります。

実施者の名称なんですが、環境省九州地方環境事務所です。実施者の属する協議会とし

ては、平成17年に設立いたしました234の個人、団体で組織運営しております。

まず、阿蘇のご紹介ですが、阿蘇は九州の中央部、熊本県の北東部に位置しており、熊本市や九州各県の県庁所在地から150キロ圏内という好立地に位置しております。

阿蘇の草原は放牧や採草、野焼きなど、人が手を入れることによって維持されてきた半自然の二次草原でございます。

また、阿蘇は九州でも有数の肉牛生産基地であり、放牧に必要な飼料や野草地の採草の場として利用されております。このように草原は、農畜産業を支える基盤となっております。

今回の計画では、全体構想で定められた対象区域のうち、阿蘇草原再生協議会に参加する牧野組合が管理する野草地が対象となり、グリーンに塗られた箇所が今回の事業実施計画の区域となります。

今後の対策の方向性なんですけど、国立公園区域内において、牧野管理組合と、土地所有者である市町村、環境省で協定書を締結した上で、省力化事業である作業道整備や小規模樹林伐採を実施し、野草地の保全・再生を実現していきます。

阿蘇野草の現状と課題ということで、畜産業の説明をします。飼養頭数は昭和40年代から減少が始まっております。特に、平成3年の肉用牛の輸入完全自由化以降、畜産農家及び飼養頭数は急激に減少しており、現時点でも減少している状況です。それと、阿蘇地域でも高齢化、後継者不足により、野草地の維持管理の担い手が不足している状況です。

課題として、採草、野焼きの管理が行われず藪化する草原が増加しており、やはり阿蘇草原は野焼きをしないと、藪化になってしまうことが一番の問題でございます。これにより、雄大な阿蘇の景観が失われつつあるという問題に至っております。

これは野草地面積の変遷ということで、明治・大正から昭和、平成にかけての変遷でございます。中央が阿蘇中岳火口があるところです。ここが北外輪山、こちらが南外輪山ということで、明治・大正はそれぞれに野草地がございましたが、野草地は減少しております。

原因は、野焼きが行われず藪化された草原が増えたことです。また、昭和20年代に木材需要の高まりにより草原内、また草原に隣接する箇所で植林がされ、その影響も受けていると考えられます。

これは、平成20年度に策定した野草地保全・再生事業の成果でございます。まず、事業実績です。野草地環境保全計画策定ということで、通称牧野カルテを作成しております。また、牧野管理省力化事業、作業道や小規模樹林地除去、牛の採食行動を活用した防火帯整備を行っております。それと、野焼き再開支援事業の4つの計画目標に対しての実績でございます。

これでは、野焼き再開支援事業以外については、計画目標どおり事業が達成できたとの結果が出ております。

事業内容については後ほど、またパワーポイントで簡単に説明いたします。

目標の12牧野計画に対して14牧野の計画が作成できました。また、作業道及び防火帯整備工事についても、13牧野で6,500メートルを計画しており、実績は、13牧野で約9,000メートルぐらいとなりました。

それと、小規模樹林地除去整備では、目標の8ヘクタールに対して約15ヘクタールとなりました。また、牛の採食行動を活用した防火帯整備工事状況ということで、これは防火帯の中に牛を放して、牛を放す範囲を電気柵で囲い、牛の採食を利用して整備をしています。野焼き再開支援事業は、毎年3牧野に対して結果的に2牧野ということでした。

事業を実施するにあたり、維持管理の省力化や実施後の牧野利用状況などの効果を明らかにするため事業実績を集計すること、牧野組合を対象にアンケートとヒアリングを行いました。

主な意見として、まず維持管理省力化、牧野の利用状況から見た成果では、整備によって作業現場に車に入れるようになったなどがありました。また、放牧牛の管理や採草利用がしやすくなったなどのご意見をいただきました。

生物多様性からの成果としては、現在、環境省で、生物多様性検討手法を開発中であり、生物多様性については、今回はアンケートから結果を出させていただいております。

野草地の保全と再生の方向性ということで、牧野を管理する組合員数が減少する中、これまでの事業実績やアンケート結果等を踏まえて、引き続き牧野管理への支援も必要であると考えております。また、環境省では、牧野の管理状況を踏まえ、作業道整備などの維持管理作業の省力化を図っていく考えでございます。

やはり野焼きを行うにあたり阿蘇では、担い手が非常に少なくなっております。これはボランティアの方の受け入れ状況です。49の牧野組合の方が野焼きのボランティアを受け入れております。野焼きには、約2,300名の方がボランティアとして参加されております。

それと、野草地保全・再生事業の内容では、まず牧野組合と環境省が協働で牧野カルテを策定いたします。関係者と調整を図り、役割分担をしながら環境省で支援可能な事業を抽出し、市町村や阿蘇の財団法人グリーンストックと調整を図りながら進め、野草地の保全再生に向けて取り組んでいきます。

牧野組合の現地調査、植生調査と植物調査を実施しながら今後の管理方針や課題について取り纏めていくというのが牧野カルテでございます。

牧野カルテの中の植物調査の例ですが、阿蘇の牧野の中には色々エリアがございます。放棄地であったり、放牧地であったり、利用や管理状況ごとに植生調査区を設け、調査して取り纏めていくということにしております。

牧野管理省力化事業は、作業道や防火帯整備を行い、輪地切り延長の短縮や野焼き時の人員輸送に資する整備を行うものです。

平成26年度から平成30年度の間には3牧野で500メートルを3路線、計約1,500メートルの短

縮を計画しております。

小規模樹林除去は、輪地切り延長の短縮、労力負担の軽減に向けた整備でございます。

これは小規模樹林除去の実例です。樹林地を伐採除去しております。

野焼き再開支援事業は、長年野焼きの管理が放棄されてきた牧野を野草地に再生するために、小規模樹林除去や防火帯整備を行い、野焼きの再生、つまりは、野草地の再生を行うものでございます。これも、平成26年度から平成30年度の間に3牧野を予定しております。

事業効果の検証・モニタリングということで、短期的にはヒアリング等を行って軽減状況・利用状況について検証していきます。また、事業実績を取り纏め、効果検証していきたいと思っております。

それと、長期的な検証ということで、概ね5年ごとに実施している牧野の現況調査により、牧野管理の状況等を検証しながら計画づくりを進めていきたいと思っております。

生物多様性に関する事業効果検証、モニタリングでは、これまでは生物多様性の検証を行う評価手法がまだ開発中であり、検証ができておりませんでした。今後は、牧野カルテ作成と植生調査を収集します。また、環境省の事業として植生調査を行いながら、生物多様性の評価手法を用いて、草原再生事業の評価を行っていくことを考えております。

最後になりましたが、情報の公開ということで、本計画の実施に当たり、協議会に対して計画を公表していきます。また、草原再生の取組は、他の行政機関も行っておりますので、そこと連絡を密にしながら、連携を図っていきます。それと、計画の見直しとして、本計画は必要に応じて見直しを行っていくということを挙げております。

以上でございます。

【進士委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、委員からのご指摘をいただこうと思います。

じゃあ、大和田委員から。

【大和田委員】 阿蘇は、何年か前に現場を見せていただきました。その時に、牧草、草原を守るために1000年以上の期間にわたって活動してきたという話を聞いて、大変びっくりしました。高齢化で人力が足りないということであれば、もっとボランティアを利用すべきだと思います。

私が昔、在職していた熊本県立大学では、学生の活動として野焼きをお手伝いしたいと申しあげました。野焼きには非常に厳しい訓練が必要で、普通の学生では、火の周りには近づけないということも分かりまして、何度も講習を受けないと輪地切りぐらいで終わってしまうことも分かりました。さらに、牧草を守っていくためには、ボランティアをうんと活用すべきだと思います。

【環境省九州地方環境事務所（荒木）】 ありがとうございます。阿蘇では高齢化、担い手不足の現状にあります。この間、協議会でアンケートを採らせていただいたんですけど、

今後10年以上、野焼きや輪地切りが可能な牧野さんが4割でした。もう10年以内には輪地切りや野焼きができないというのが6割を占めているという現状でございます。協議会の中で、再生募金を平成22年度から始め、平成23年度から再生募金を活用した支援枠ということで、ボランティアによる輪地切りや、野焼きの支援も始まったところでございます。

【環境省九州地方環境事務所（北橋）】 1点補足させてください。ボランティア活用につきましては、非常に重要なことだと思います。現在、約2,300名参加していただいていますけれども、さらに活躍の場を増やしたいということで、環境省の方では、北阿蘇のほうで草原学習センターというボランティア活動の拠点施設の建設に向けて作業を進めております。完成後は、作業拠点として、様々な学生達の研修や、普及啓発、作業の拠点として使うことを考えております。

【大和田委員】 分かりました。

【進士委員長】 じゃあ、池谷委員お願いします。

【池谷委員】 環境省としては、この事業にどのぐらいの予算を当てているんですか。概略で結構ですよ。

【環境省九州地方環境事務所（荒木）】 平成25年度はトータルで、7,500万円の予定です。

【池谷委員】 自然再生は、重要な公共投資です。そのことによって、地域の経済活性化するわけじゃないですか。何千万円なんて投資程度では足りず、少なくとも100億円ぐらいの投資が必要となるのでは。そうしないと、地域が活性化しないし、草地を守ることすらできないと思います。

自然再生が、先ほど聞いていても規模が小さ過ぎるんだね。それはどこも予算が少な過ぎるんだね、ここに問題がある。自然再生は、将来の日本の財産をどう守るかという重大な公共投資なんですね。その認識をきちんと持っていただいて、特に中央官庁ですから、少なくとも何億円という、あれだけの広さですから、恐らく100億円ぐらいが必要だと思うんですよ。そのぐらいの予算をつけないと、実際には守られないと思うんですね。その辺を世間といいますか、国民に理解できる予算をつける必要があると思うんですが、どうですか。

【進士委員長】 答えにくいことを質問するね。

【環境省九州地方環境事務所（北橋）】 非常に重要なご指摘だと思うんですけども、阿蘇の場合は、そもそもの成り立ちが放牧ですとか、野草の採草、いわゆる利用によって成り立ってきた自然でございますので、全く公共事業でやっていくというよりは、赤牛のブランド化とか、そういったことも含めて、放牧などが業として成り立つように、担い手が健全になっていくことが非常に重要なことだと思います。

現在行っておりますのは、担い手に対する支援がメインとなっており、担い手の衰退が非常に深刻なものですから、それに対して関係行政機関、特に農業部門を含めて検討を進

めているところでございます。

【進士委員長】 このぐらいにしましょう。本当、大事なことです、ですから、環境省だけの議論ではない。この地域は世界農業遺産となったのですか。

【環境省九州地方環境事務所（北橋）】 はい。

【進士委員長】 農水省もおられますがね。各省、協力していただいて、気持ちは池谷さんと私も同感です。100億円でも100兆円でもいいよ、頑張っていたら。

どうぞ、鈴木委員から。

【鈴木委員】 最後に、この事業における評価手法を検討中という話をされたのですが、これには、はっきり質的なものを取り上げないといけません。逆に言うと、今までやってこられたことの評価として説明されたのは、作業が楽になったとか、採草がしやすくなったとか、安全性が高まったとか、ほとんどこれテクニカルというか、ただやったことですね。

それと、完全に欠如しているのが人との関わりです。やはり、人の営みとの関わり、これが生産とも関わってくると思いますが、その成果の見える化が必要となります。これから評価手法を検討されるにあたり悩まれているとは思いますが。

これを明確にしていってほしいということと、人との関わりが、文化や生産と関わってくると思うものですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【進士委員長】 よろしいでしょうか。他、よろしいですか。

時間もありますので、このぐらいにさせていただきます。どうもありがとうございました。

牧野景観は基本的に農業景観なわけで、あるいは伝統的文化景観でもあるでしょう。その世界農業遺産という性格は的確です。冒頭の説明で、頭数も減ったとか、農業者、酪農家が減少しているという問題はとても大きい話なので、これはこれで別途、関係機関で強力に進めていただかなきゃいけないかもしれませんね。

最後になりますが、以上、4つの実施計画について、ご説明いただきました。それで、これについては助言云々という手続きが法律上ありますので、これについて自然再生専門家会議としての助言の話と、仕組みの話。今回の4つの案件についてご説明ください。

【国土交通省環境政策課課長補佐（池田）】 お手元に資料3というのがございまして、こちらのほうに示させていただいております。主務大臣としまして、法律や自然再生基本方針に基づき、適正に作成されているかという観点でチェックを行いました。助言の有無ということで判断いたしまして、助言を行うという場合でございましたら、左側のフローということで助言（案）を作成しまして、この場でご意見をいただく。もし、助言を実施しないという場合におきましてもこの場で報告すると、このような手続となっております。

【進士委員長】 はい。

【国土交通省環境政策課課長補佐（池田）】 3省としては、いただいた実施計画につきまして、自然再生基本方針等に沿ったものになっているということで、助言の必要はないという判断をさせていただいております。

【進士委員長】 というようなことで、判断としては助言の必要はないということにしたということですが、委員の皆さん、よろしいですか。

（異議なし）

【進士委員長】 ありがとうございます。

大きくはそういうことですが、わざわざ助言する、勧告的に助言するということはないんですが、たくさん意見を頂戴しました。それを踏まえて自然再生としてほしい。

【国土交通省環境政策課課長補佐（池田）】 今日、いただいた議論につきましては、議事録などに残し、改めて実施者にもお伝えして、実施にあたって参考とする考えでございます。

【進士委員長】 全体として委員からのご発言ございますか。

【池谷委員】 自然再生とか、自然を守ろうという話を日本国民にしますと、理解できない国民が多いです。特に、生物多様性の話が出たときに、分からない人が多いわけで、どこに問題があるかといいますと、日本は環境教育を系統的にしていないというところに大きな問題があるんです。

本来であれば文部科学省が教科として環境教育を入れるべきなんです。それをしないと、環境問題は何かと良く分からないということになっている現状で、多くの行政の方々も、分かっていない方も多いです。

やっぱり環境教育をびしっとやっていないことに問題があるので、日本の将来を考えたときに、環境教育は基礎だと思うんです。それをやらないことが、国際的な日本の評価が下がっている最大の原因だと思うんです。そういったことを考えますと、文部科学省として、きちっと環境教育を基礎から教科として入れるべきだと思うんです。その辺をぜひ検討してほしいと思います。

【進士委員長】 それでよろしいですか。

【池谷委員】 はい。

【進士委員長】 今のご発言は、とても大事であり、もう既に文部省も環境省もそれぞれ環境教育には取り組んでおられるんですけど、学校教育の話ですね。

日本学術会議の環境学委員会では、20期と21期でそれを出してあります。初等教育における環境教育、それから高等教育における環境教育についてのあり方について、ぜひそれを進めるべきだということを報告していますから、学術会議のレポートもご覧いただければと思います。

最後になりますが、自然再生基本方針の見直し、先ほどの予算についても大きく飛躍してもらおうようなことも含めて、そろそろ考えなきゃいけないと思いますが、事務局で今お

考えのスケジュールについてご説明をいただいて、今日は終わりたいと思います。

【環境省自然環境計画課課長（亀澤）】 環境省の自然環境局の計画課長の亀澤でございます。今日は遅れて申し訳ございません。

私の方から、資料8に基づいて、自然再生基本方針の見直しの今後のスケジュールについて、簡単にご説明をさせていただきます。座って失礼いたします。

自然再生基本方針というのは、自然再生推進法に基づいて、自然再生に関する具体的な施策を統合的に推進するための、基本的な方針を取り纏めたものということになっております。法律の第7条で、自然再生事業の進捗状況等を踏まえて、概ね5年ごとに見直すと規定されております。

前回は、平成20年10月に見直しを行っております。このため、今年10月で丸5年が経過することになりますから、見直しに向けた作業を開始し、今後1年程度かけて検討した上で、平成26年10月頃を目処に新たな基本方針の閣議決定ができればと考えているところでございます。

今後の進め方につきましては、資料の真ん中辺りにあるのが関係省庁による作業でありまして、黒い矢印が縦に伸びておりますけども、これが時間の流れを表しております。右側にかけては、自然再生専門家会議をはじめ幅広くご意見を伺うということを示しております。

まず、本日の会議で、全体的な大まかなスケジュールを私から説明を申し上げた後、10月ぐらいにこの専門家会議の現地調査を開催したいと考えておりますので、その機会を利用して、まずは見直しの論点について現地でご説明をし、それに対して専門的な立場からのご意見やアドバイスをいただきたいと思っております。

この現地調査につきましては、各省が取組を進めております釧路湿原での開催を考えておりまして、後日改めて担当者から日程調整をさせていただきたいと思っております。今のところ寒さが厳しくなる前の10月の後半あたりを念頭に置いているところでございます。

それから、10月から11月にかけては並行して協議会のヒアリング、学術会議との意見交換も行ってまいりたいと考えております。協議会のヒアリングでは、各地の協議会の方々に集まっていただいて意見交換を行い、自然再生事業に取り組んでいる実施者の方々の意見等も基本方針に反映したいと思っております。

また、学術会議は、5年前と同じく統合生物学委員会の自然環境保全再生分科会、これは鷲谷先生が委員長をされておりますけども、その分科会の先生方にもご意見を、5年前と同じく伺うことを考えております。

それから、12月以降、専門家会議も2回ほど開催をしてアドバイスをいただきながら、今年度末までに基本方針の見直しの案を具体的に取り纏めた上で、年度明け、平成26年5月頃にはパブコメを実施して、その結果を反映したものについて、来年夏頃には専門家会議でご確認をいただいて、関係省庁による自然再生推進会議を経て、来年10月頃の閣議決

定を目指したいというのが現時点で想定している大まかなスケジュールでございます。

自然再生の一層の推進に向けて、先ほどいただいたようなアドバイスの観点もあると思いますので、より良い基本方針にしていきたいと思っておりますので、今年から来年にかけて専門的、科学的な観点からアドバイスをいただければと思っております。

以上でございます。

【進士委員長】 ご説明、ありがとうございました。

じゃあ、吉田委員。要点だけ、よろしく。

【吉田委員】 要点は、ヒアリングや意見交換に自然保護団体との意見交換も入れてほしいということです。私なんか、このような肩書で書いてあると、学識経験者の枠のようですが、実は池谷委員と私の枠のところは自然保護団体からの推薦枠でございまして、自然保護団体がこの法律をつくる時に意見を申し上げた結果として、この自然再生専門家会議というのも法律の中に入ったということでございますので、是非考えていただきたいと思っております。

特に、法律がつくられてから、生物多様性基本法ができ、地域戦略ができてきたということもあり、その当時とは違っております。そのようなものとも連携を行っていかないと、点の再生ではダメで、これを全国的な面の再生、繋がりを持った再生としていくためには、そういったこととの関係を考える必要がありますし、環境影響評価でも戦略的な環境影響や生物多様性のオフセットを考えると、計画的にやっていけば繋がりを持った自然再生ができる可能性はあるわけです。

そういったことも含めて、協議会をつくったところだけのことを聞くのではなくて、協議会をつくっていない形でやっている小さな団体も沢山あると思うのですね。その意見も聞いた上で、この自然再生基本方針を見直していく必要があると思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

【進士委員長】 ありがとうございました。

それ以外、ございますか。

【環境省自然環境計画課課長（亀澤）】 幅広くご意見を聞いていきたいと思っております。それぞれの地域で活動されている方々、あるいは全国的に活動されているNGO、自然保護団体の方々からもご意見を聞きたいと思っております。

【吉田委員】 よろしく申し上げます。

【進士委員長】 自然再生推進法による今の協議会は、ナショナルモデルとしてやっているんです。今は、その他の色んな事業として市民活動も活発なので、もっとローカルな小さな自然再生が行われているわけです。

そういう団体がこの法律や今の方針だとやりづらいとか、使いづらいとかというのもあるかもしれないから、既にある20幾つかの協議会以外にも、意見を聞いた方が良いかもしれませんね。

10分近くオーバーしてしまいまして、議事運営にあたり、申し訳ございませんでした。
このぐらいにしておきたいと思います。

今日はどうもお忙しい中、ありがとうございました。これからもどうぞよろしく。